

# 令和4年度いじめ防止基本方針

大田市立池田小学校

## 1 基本方針

### (1) ねらい

基本となるものは、「いじめ防止対策推進法」及び「大田市いじめ防止基本方針」である。これを、本校の実態に即して考える。

「一人一人を大切にする教育」を基本理念とし、人権・同和教育を全教育活動の基底に据え、児童が安心して学習その他の活動を行うことができるよう、学校・家庭・地域が連携してこれに取り組む。本校では以下のような基本方針にそって“いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応”に努める。

### (2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛（被害性に着目し判断）を感じているものをいう。《「いじめ防止対策推進法」及び「大田市いじめ防止基本方針」における“いじめの定義”等を引用》

### (3) いじめに対する認識及びいじめ防止に対する基本的な考え方

#### ①いじめの防止

いじめは被害者の人格を否定する明らかな人権侵害であり、絶対に許すことができない差別である。しかし、いつでも、どこでも、誰にでも簡単に起こりうるものでもある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の“暴力を伴わないいじめ”は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験すると考えられる。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があったり、外見的には一過性のけんかのように見えたりする場合があるため、発見に時間がかかるものもある。些細に見える行為の累計が甚大な精神的被害に結び付く“目に見えにくい攻撃行動”に適切に対応していくためには、“目に見えやすい暴力”とはしっかり区別して考えていく必要がある。

さらに現代の情報化社会においては、インターネット上の書き込みなどによるいじめが深刻化しており、瞬間にいじめが拡散する恐れがあるのも今日のいじめの特徴である。この場合、実生活における人間関係では歩み寄りが見られたとしても、拡散情報の收拾は不可能に近い場合、修復は困難を極める。

また、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や課外活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性など）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で見ても見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在もある。それぞれの立場の児童生徒への適切な指導を忘れてはならない。

#### ②いじめの早期発見

以上のことから、いじめの未然防止については全職員が一人一人の児童の表情や言動、人間関係の変化等を敏感に察知し、積極的な予防策を講じ続け、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成さ

れるようにすることが必要である。課外活動でも起こりうることから、家庭・地域・関係団体と連携して、児童を見守ることが必要となる。

### ③いじめへの対応として

万一いじめが起こった場合には、全職員がいじめを受けた児童の心情を慮り、その立場に立って取り組まなければならない。毅然とした指導が、その後の抑止力に成り得ることも自覚しながら対応すべきと考える。

## (4) 取組の内容

以下のことを全職員で確認し、未然防止に努めるとともに、万一いじめが発生した場合には被害者の思いに寄り添った対応を心がける。

### ①職員自身の人権感覚を磨き、児童の成長力を信じて関わる職員集団となる。

- ・自分の中にある心の弱さや差別心に向き合うことを忘れず、児童に接する。
- ・児童の思いに立ち、偏見や思い込みをもたずに対応する。
- ・日ごろから児童の様子をきめ細やかに観察し、情報を共有し、全職員で児童に関わる。

### ②一人一人が人として大切にされ、だれもが笑顔で過ごせる学校をつくる。

- ・自分の人権も他者の人権も大切に育てる児童を育てる。
- ・一人で悩ませない、一人ぼっちをつくらせない。

### ③配慮が必要な児童への理解や対応、情報共有に努める。

- ・発達障がいを含む障がいのある児童、帰国子女及び外国籍の児童、外国にルーツのある児童、性同一障がいや性的志向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童等への理解を深め、校内外での対応や情報共有に努める。

### ④いじめはぜったいに許さないという姿勢で臨む。

- ・万一いじめが起こった場合には決して見逃さず、常に被害者の思いに立って毅然とした態度で迅速かつ適切に対処する。
- ・加害者、被害者、傍観者、それぞれに対して未来志向の指導をする。

### ⑤家庭や地域、関係諸機関と連携し、いじめ問題の解決を目指す。

- ・定期的な学校便りの発行や学習公開日の計画的実施など、普段から家庭・地域への情報公開に努め、いじめ発生時には関係諸機関と連携して問題の解決を目指す。

## 2 未然防止の取組

### (1) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ・全教育活動を通じた道徳教育を推進し、豊かな心を育成する。
- ・児童の実態に合わせたり学校行事等の体験活動と関連させたりしながら、道徳授業の充実を図る。
- ・毎年テーマを決めて人権週間を設定し、人権標語づくりや人権集会、人権にかかわる公開授業などを行うことで、校内全体で人権を大切にする意識を育てる。
- ・全校朝の会などで、児童が全校児童に対して話す機会を設定するとともに、児童が意見を認められたと実感のもてるような聞き手を育てる。
- ・クラブ活動、学習発表会、三校合同学習など地域の自然や文化、人々との関わりを通してコミュニケーション能力を育てる。

- ・相手を大切に作る基盤としてあいさつの指導を大切にする（自分からいつでもだれにでも）。
- ・一人一人に役割をもたせ、やりきった充実感、達成感を感じられるようにする。
- ・誕生日スピーチを設定し、家庭と学校が一緒に取り組むことで児童の自己有用感が高め、児童同士の相互理解を育む。
- ・一人一人の良さを認める授業づくりをめざし、職員研修で授業力向上に努める。
- ・職員研修を実施し、いじめに関する理解を深めるなど職員の資質向上に努める。

## (2) 学級集団づくり

- ・年度始めに児童主体で学級目標を設定させる。
- ・一人一人を大切にしたい学級集団をつくり、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・全校活動での学びとつながる学級づくりを心がけ、それぞれの高まりをめざす。
- ・学級のルールを徹底させたり1日の流れをシステム化したりして、安心して生活できる学級づくりを自分たちでできるように導く。
- ・学級活動や帰りの会で友だちの良さやがんばりを認める時間を設定するなど、自分たちの学級自治を日々振り返ることができるような活動を積み重ねる。
- ・当番や係活動を設定し、学級の中で全員が役割を担えるようにする。
- ・特別支援教育の視点に立ち、児童の実態を踏まえた学習内容と学習方法を工夫し、授業改善を行うとともに個別指導をする。
- ・基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、「わかる授業」の実践を進める。
- ・授業のめあてを意識し、学びの気づきがまとめられているノートづくりを心がける。

## (3) 全校集団づくり

- ・学校行事や日常の活動において学年に応じた役割を設定し、池田小学校の一員として伝統を引き継ぐという意識を高める。
- ・全校活動や縦割り班活動を行い、学年差や個人差を認め合うことで相手を思いやり、協力しあう態度を育てる。
- ・委員会活動を通して、児童が学校生活上の諸問題を自ら解決する態度を育てる。

## (4) 開かれた学校（地域や家庭との連携を含む）

- ・定期的に学校だよりや学級通信等を発行し、学校の様子を知らせる。
- ・家庭や地域に呼びかける学習公開日を計画的に実施する。
- ・学校生活に関する保護者アンケートを実施し、家庭とともにより良い学校づくりをめざす。
- ・必要に応じて家庭訪問をし、家庭での児童の様子を把握する。
- ・いじめ防止基本方針を保護者・地域にあらかじめ示して意見を収集し、共通理解を図る。
- ・田植え離子をはじめとした地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を行う。
- ・人権の花運動や、ゆうすげ植栽などの栽培活動を通して、豊かな心や奉仕の態度を育てる。
- ・学校保健委員会の取組を通して、家族とともに健康について考えることで、自分自身を大切にしようとする気持ちを高める。
- ・保育園や周辺の学校と交流をしたり、児童・生徒に関する情報交換を行ったりする。
- ・主任児童委員や民生児童委員と定期的に連絡会をもち、児童に関する情報交換を行う。

- ・教育相談コーディネーターやスクールカウンセラー、また必要に応じてスクールソーシャルワーカー等との連携を進め、教育相談体制を充実させる。
- ・市教委、子育て支援課、ふれあい会館（隣保館）等関係諸機関との連携を密にする。
- ・定期的かつ臨時的に「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめ防止の取組や相談内容の把握、児童や保護者への対応等について協議する。
- ・SNSや携帯電話のメールを利用したいじめの対応については、被害の拡大を防ぐため法務局や警察等と必要な連携を図る。

### 3 早期発見のための取組

- ・全校朝の会、給食、そうじなど全職員が児童とかかわり、日常観察をきめ細やかにする。
- ・児童について日々の様子や変化を語り合える職員室づくりをする。
- ・日記や会話を通して、休み中の児童の心の変化をとらえる。
- ・学期に1回「教育相談」と事前の「なかよしアンケート」（いじめに関する内容を含む）を実施し、児童が教職員に思いを伝えられる機会とするとともに、いじめの早期発見につなげる。
- ・職員会議や職員終礼でショート「子どもを語る会」、学期に1回ロングの「子どもを語る会」「ミニ事例検討会」を行い、必要に応じて「ケース会議」を開くことで児童の様子や変化を話し合い、きめ細やかで多角的な児童理解に努める。
- ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート」（HYPER-QU）を実施し、児童の学校生活に対する満足感や集団の状況を把握し、全職員で結果を分析して指導にあたる。
- ・「生活リズムチャレンジ」を活用し、児童の様子や変化に気づき、必要な支援をする。

### 4 いじめ発生時の対処

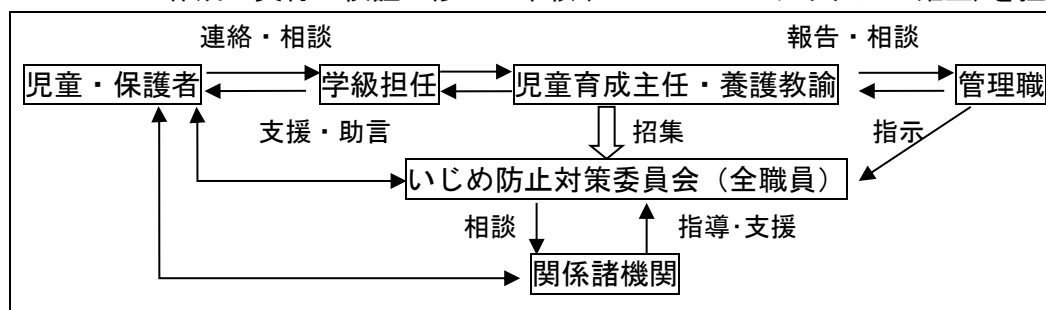
#### (1) 校内体制（校内組織）

##### ①「池田小学校いじめ防止対策委員会」

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行う。

＜構成員＞全職員

＜役割＞年間の定期的な開催とし、学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核（R-PDCAサイクルの確立）を担う。



##### ②「定期開催の拡大委員会」

＜構成員＞全職員、保護者

（必要に応じて、主任児童委員、医師、町づくりセンター長、学識経験者、地域の方等を含める。）

＜役割＞年間の定期的な開催とし、学校基本方針に基づく取組の承認・評価を担う。

③「いじめ対策チーム」…いじめの事実確認後、管理職の指示で立ち上げられる

<構成員>全職員

(必要に応じて、主任児童委員、大田市教育委員会、SC、SSW、PTA役員、  
医師、町づくりセンター長、学識経験者等、校長が必要と認める者を含める)

<役割>いじめの早期解決に向けての対応を行う。管理職の指示のもと、役割分担を決め、  
複数で対応する。

④「いじめ緊急対応委員会」…重大事態の対処の母体となる組織

<構成員>全職員、主任児童委員、大田市教育委員会、SC、SSW

(必要に応じてPTA役員、医師、町づくりセンター長、学識経験者等、校長が必要と認める者を含める)

<役割>情報の収集と記録・共有、緊急会議の開催、教育委員会及び関係機関等との連携  
(情報の迅速な共有、事実関係の聴取と確認、記録作成、指導や支援の体制と対応方針の決定、保護者の意向確認や説明と連携、関係機関との情報共有等)

(2) 教育委員会への報告

・重大事態のいじめが認知された場合は、速やかに次のことを教育委員会に報告する。

《被害児童名、加害児童名、これまでの学校の対応（いじめの状況を含む、今後の対応の見通し等）

※重大事態の定義は、「大田市いじめ防止基本方針」p11～①重大事態の定義ア・イ・ウを参照。

(3) 対処の手順

①いじめの発覚または傾向に対する対応

・いじめの事実を認知（確認）、またはいじめに関する相談を受けた職員は、管理職に報告し、  
管理職の指示で「いじめ対策チーム」を立ち上げる。

・対策チームの役割分担をきめ、複数で対応する。

※偏った見方をせず（公平性・中立性）、被害児童、加害児童、周囲の児童等への聞き取りを  
徹底する。

※被害児童の心のケアや安全確保を図る。

※被害児童の保護者の同意を得て家庭訪問し、複数による事情聴取を行う。

※児童や保護者の悩みや苦しみを共感的に受け止め、いじめから守る姿勢で相談に応じる。

※校内での情報の共有化を図り、組織的に迅速に対応して改善を図る。

※保護者に対して客観的な事実を連絡し、連携して支援を行う。

②教育委員会や関係機関との連携

・時機に応じた報告・連絡・相談の実施。

・SCやSSWの活用。

・重大事態に対処する実務組織「いじめ緊急対応委員会」の設置。

(4) 再発防止に向けた取組

・児童の立場に立って多面的に現象をとらえるためにケース会議等で多様な見方を交換し合う。

・共通理解を図り、管理職の指導のもとで被害者・加害者、双方への支援を行う。

・加害児童の背景や心情に配慮しながらも、自分をふり返らせ、被害児童の苦しみに共感させ

たり自分の生き方を考えさせるなどし、未来志向の指導・支援に努める。

- ・周囲の児童にいじめの事実を重く受け止めさせ、いじめをしない許さない集団をつくる。
- ・職員がそれぞれの立場で被害児童、加害児童に接し、児童が見せる反応を職員間で共有し、児童の変化を見逃さず組織で行動する。

## 5 重大事態発生時への対処

＜「大田市いじめ防止基本方針」p11～①重大事態の定義ア・イ・ウを基本とする＞

### (1) 基本方針における重大事態の定義

- ・いじめにより本校に在籍する児童、職員等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
- ・児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

### (2) 重大事態への具体的取組

＜大田市いじめ防止基本方針～重大事態への対応 p23～25 を参考とする＞

◎大田市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対処に当たる。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織（「いじめ緊急対応委員会」）を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・聞き取り調査、質問票等による事実関係調査を実施する。
  - ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③被害児童およびその保護者に対して情報を適切に提供
  - ・調査結果だけでなく、対応の経過報告も行う。
- ④調査結果を大田市教育委員会に報告
  - ・被害児童やその保護者が希望する場合は、その所見をまとめた文書を提供してもらい、調査結果に添える。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置